を知悉した今こそ、暗々裡に抹殺せられんとする、此処迄斗って取つた利益を行動を以て守らねばならない。彼等が忌避する処彼等が嫌悪する処、更に彼等が陰ペイ抹殺せんとする処、其処に我々の利益が秘められて居るのだ。吾々は断呼として未実施事項即時実施しろと追求せねばならない。

具体案

実行方法は中央委員会一任。

10、第十区共済組合評議員定員復活増員要求の件、

理由　提案　第三支部

本年六月の評議員改選期から、各車輌工場を以て一区単位とする第十区及電灯部第十四区の選挙団体では、従来から定員が一名削減された。理事者は三百名に一名の比率と云ふ原則を杓子定規的に、

従業員の非常な不便と迷惑から来る反対を押し切つて当箝めた此の第十、十四区の定員削減の裏面には吾々の評議員は殆ど各局内各組合の重要なる機関である事を顧慮し、評議員のより少なき程、組合運動を微弱にし、評議員会に於て従業員側からの主張と反抗とを圧殺する事が容易であると信じての悪辣極まりなき陰謀が秘められて居る事を看過出来ない。それはばかりか特に車輌関係の従業員は事務的な点でも、職場が各所に散在してゐる関係上非常な不便と迷惑を蒙るのだ。だから吾々が定員増加の要求を理事者に叩き付ける事は組合運動圧迫の策謀に抗議する事を意味し同時に共済組合事業の運営化による利益を享受せんとする事である。我々は第十四区電灯部の定員と共に評議員定数を復活する斗争を起すべきだ。共議員定数絶対反対だ。

具体案は略す。